

滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館食堂出店および 自動販売機設置事業者募集に係る仕様・条件書

1 施設概要

- (1) 名称 滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館
- (2) 所在地 滋賀県野洲市北桜978-96
- (3) 交通機関
 - ア JR琵琶湖線 野洲駅南口より 近江バス「希望が丘西ゲート行」約10分
 - イ 自家用車利用 名神 栗東ICより国道8号を經由 約20分
- (4) 敷地面積 4,163,322㎡(全園)
- (5) 延床面積 4,292.78㎡
- (6) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建
- (7) 建築年 昭和49年8月
- (8) 休園日 [令和4年度予定]
 - ア 10月～2月の月曜日(月曜日が休日の場合は翌日)
 - イ 年末年始
- (9) 開園時間 [令和4年度予定]
 - 4月～9月は午前8時30分から午後6時00分
 - 10月～3月は午前8時30分から午後5時00分
- (10) 利用者数 スポーツ施設(有料)利用者: 161,894人/年(令和元年度)
73,675人/年(令和2年度)
※芝生ランド等の無料施設のみを利用される方は上記の数値には含まれていません。
- (11) 職員数 9人(スポーツゾーン)

2 募集物件等の概要

(1) 食堂の概要

- ① 店舗位置 滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館 1階
- ② 許可面積 建物 50.08㎡(厨房、倉庫)
 - ※別紙平面図参照
 - ※食事スペース(54席)は共用スペースです。
- ③ 食堂設備
 - ア 滋賀県が設置しているもの
 - 別紙厨房設備等一覧のとおり(5ページ)
 - ※厨房設備の一部は3月31日までに更新予定です。
 - イ 出店事業者が用意するもの
 - レジスター、食器、トレイ、箸、フォーク類、その他食堂業務に必要なもので上記アを除くもの
 - ウ その他
 - 設備等はこれまでの出店事業者が使用していたものになります。

(2) 自動販売機（以下「自販機」という。）の概要

- ① 設置台数 飲料用25台、アイス用2台
- ② 設置場所および現行の許可面積
別紙の公募対象場所配置図②および一覧表のとおり
- ③ 設置条件
 - ア 自販機本体
 - ・酒類およびその類似品を除くこと。
 - ・デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
 - ・幅 1,400mm以内、奥行 1,000mm以内、高さ 2,000mm以内、重量 400kg 以下の機種とすること。
 - イ 転倒防止対策
自販機は床面に固定し、転倒防止対策を施すこと。
 - ウ 空き容器回収ボックス
自販機の設置場所ごとに、1個以上の空き容器分別回収ボックスを設置し、設置事業者（以下「出店事業者」とする。）の責任において適切に管理し、回収・処分すること。
なお、回収ボックスに投入された容器等は、全て回収・処分すること。
設置する回収ボックスについてはおおむね下記の仕様を参考とする。
幅 500mm、奥行 500mm
 - エ 電力使用量計測用メーターの設置
電力使用量を計測するための子メーターを自販機ごとに出店事業者の負担により設置すること。
- ④ 販売品の条件
 - ア 販売品は、缶、ペットボトルの清涼飲料水などの多品種、多品目により構成するよう努めてください。
 - イ 販売価格については、その品目の希望小売価格（施設等管理者が特に販売額の条件を定める場合はその額）以下とし、出店事業者が設定してください。
- ⑤ 設置費用等
自販機の設置、撤去および移転等に要する一切の費用については、出店事業者の負担とします。
- ⑥ 維持管理
 - ア 不具合の修繕、販売品の補充、賞味期限および金銭の管理等、自販機の維持管理は設置事業者の責任において適切に行ってください。
 - イ 関係法令等を遵守するとともに衛生管理および感染症対策の徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行ってください。
 - ウ 自販機の故障、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記してください。

3 行政財産使用許可に係る条件

(1) 使用許可期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(以降は申請により毎年度更新可。ただし、経営状況等により条件の変更を行う場合があります。)

(2) 食堂出店開始時期

使用許可後、できる限り4月1日から営業が開始できるようにしてください。
詳細については別途協議します。

(3) 使用料

使用料は滋賀県行政財産使用料条例に基づき決定した額とします。

注1 令和4年度の食堂の使用料は年額約30万円を、自販機27台の使用料は年額約37万円を想定しています。

注2 使用料は1年ごとに見直しがあります。

注3 券売機や看板などを別途設置する場合は、上記の食堂の使用料に追加料金が発生します。

注4 使用料は1年ごとに滋賀県の発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。

(4) 光熱水費の負担

光熱水費については、許可面積または使用実績に応じて負担していただきます。

注1 食堂：令和元年度実績 750,938円/年（食事スペースを含む）
（電気、ガス、上下水道）

注2 支払っていただく食堂に係る光熱水費等の金額は、今回の許可対象面積（厨房・倉庫）と食事スペースの面積で按分した額となる予定です。

注3 自販機：令和元年度実績 504,666円/年
（飲料用25台、アイス用2台の電気代合計）

(5) 営業日および時間

希望が丘文化公園スポーツ会館の開館日・開館時間の範囲内で設定してください。（準備・片付け時間を含む。）

(6) 実績の報告

出店事業者は、食堂および自販機の毎月の売上実績を書面により報告してください。

(7) 食堂従業員の駐車場

希望が丘文化公園駐車場内の指定する場所とします。

(8) 来客者の駐車場

一般の希望が丘文化公園利用者と同様とします

（注）西駐車場1,170台、駐車料金は1回1台500円（普通車）

(9) 権利譲渡の禁止

出店事業者は、行政財産使用許可に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡・転貸・質入・その他担保に供し、もしくは営業の委託、名義貸し等を行うことはできません。

(10) 使用許可の変更または取消し

次のうちの一つに該当するときは、使用許可の全部もしくは一部を取り消し、または変更する場合があります。

ア 使用財産を公用または公共用に供するため、滋賀県が必要とするとき

イ 許可条件に違反したとき

ウ 事業が終了したとき

(11) 店舗の改装

店舗を改装する場合は、滋賀県文化芸術振興課と協議の上、公有財産原状変更承認申請書を提出し知事の承認を受けてください。なお、改装に要する経費は、出店事業者の負担となります。

(12) 原状回復

出店事業者が使用財産を滋賀県に返還するときは、原状に回復して返還してください。ただし、県が原状回復の必要がないと認めた場合はこの限りではありません。

(13) 有益費等の請求権の放棄

出店事業者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他費用を請求することはできないものとします。

4 その他の条件

- (1) 食品衛生法その他関係法令等を遵守するとともに衛生管理および感染症対策の徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行ってください。
- (2) 出店事業者は、次の衛生管理に必要な処置等を自己の負担で行うものとします。
 - ア 使用許可面積内の日常および定期清掃を行うこと。
 - イ 排出される廃棄物（廃油含む）は、関係法令を遵守し適正に処分するとともに、缶・ビン等の資源物はリサイクル処分すること。
 - ウ 衛生に関する法令および保健所等の指導を遵守し、事故防止に必要な処置を行うこと。
- (3) 営業開始時までに出店や営業に必要な各種法令に基づく許認可などは出店事業者が取得してください。なお、許認可等を受けた場合は、速やかに滋賀県に許可書の写しを提出してください。
- (4) 出店事業者に選定され、営業を開始した後、企画提案書において提示された価格・メニューの種類等を改定する場合は、滋賀県文化芸術振興課と協議し、了承を得てください。
- (5) 看板等を別途設置する場合は、滋賀県文化芸術振興課と協議し、目的外使用許可の手続を行ってください。なお、看板等の色彩は、スポーツ会館内のほかの施設との一体性を保ってください。
- (6) 食事スペースのレイアウトについて要望がある場合は、公園の指定管理者である（公財）滋賀県希望が丘文化公園と協議してください。
- (7) スポーツ会館の館内は禁煙としています。食堂内も禁煙です。
- (8) 材料等の搬入については、希望が丘文化公園が指定する時間帯や経路に従ってください。
- (9) 希望が丘文化公園が主催する防災訓練や研修会への参加を要請した場合は、適宜対応してください。
- (10) 受電設備の点検等のため、事前に連絡の上、停電作業を実施することがあります。
- (11) 食堂の周辺を清潔に保ち、希望が丘文化公園の美観、衛生環境を損なわないようにしてください。
- (12) 倉庫などの資材の保管設備が必要な場合は、希望が丘文化公園敷地外に独自に用

意してください。

- (13) 退去の際には、次の出店が円滑に行われるよう、引き継ぎに協力してください。
- (14) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を適正に実施してください。
- (15) その他、営業に際し必要な事項が生じた場合には、その都度滋賀県文化芸術振興課と協議することとします。

厨房設備等一覧

	名 称	規 格	数 量	備 考
1	冷凍庫	アサガリイ(株) GRD-124FMD-F	1	更新予定
2	冷蔵庫	アサガリイ(株) GRD-120RMD-F	1	
3	ガス台	ガステーブル マルゼン RGT-1265D 5口	1	更新予定
4	ガス台(大)	2口	1	
5	スープレンジ	マルゼンRGS-066D	1	更新予定
6	冷凍麺釜	マルゼンMRF-006C	1	
7	ドラフト洗米機	SUGICO(水圧式) RWO-38型	1	
8	製氷機	パナソニック SIM- S5500B	1	
9	炊飯器	リンナイ30号	1	
10	フライヤー	マルゼン製 MGF- CE12	1	
11	流し台		3	更新予定
12	物品棚	スチール	2	
13	調理台、物置台		1式	

<以下は食事スペースの備品(共用)>

13	食堂テーブル	4人掛け	3
14	食堂テーブル	6人掛け	5
15	食堂テーブル	カウンター2人掛 け	6

参考：年間売上高等実績

<食堂>

- ・令和元年度(4月～3月) 売上 4,980,390円
最低月 1月 174,040円
最高月 11月 707,120円

- ・令和2年度(4月～11月) 売上 1,566,494円
最低月 4月 64,100円
最高月 11月 374,735円

※令和2年4月11日～5月17日は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、休園

※令和2年11月～令和4年3月末までスポーツ会館改修工事のため、食堂は営業休止

注1 売上げには、イベント時の弁当など食堂以外で利用された金額が含まれていません。

<自販機(飲料用25台、アイス用2台)>

- ・令和元年度(4月～3月) 売上 4,176,016円
最低月 1月 43,654円
最高月 5月 717,169円

- ・令和2年度(4月～3月) 売上 2,978,907円
最低月 1月 99,991円
最高月 9月 470,522円